

総合評価方式の試行導入について

本市では、建設工事の品質の確保及び向上を図ることを目的として、平成20年度から総合評価方式を次のとおり試行導入します。

1 制度の概要

総合評価方式は、公共工事の品質確保の観点から、入札価格のみではなく、施工実績、施工能力等の価格以外の技術的要素を含めて総合的に評価を行い、技術と価格の両面から最も優れた落札業者を決定する方式です。

2 型式

総合評価方式の型式は、当該工事の難易度等に応じて、次の3型式に区別します。

(1) 標準型

技術的な工夫の余地が大きい建設工事において、市が求める工事内容を実現するための施工上の技術提案を求める場合は、同種・類似工事の経験、工事成績等と併せ、安全対策、交通・環境への影響、工期の縮減等の観点から技術提案を求め、技術力と価格とを総合的に評価するもの。

(2) 簡易型

技術的な工夫の余地が小さい建設工事において、施工の確実性を確保するため、簡易な施工計画や同種・類似工事の経験、工事成績等に基づき技術力と価格とを総合的に評価するもの。

(3) 特別簡易型

技術的な工夫の余地が小さい一般的で小規模な建設工事において、施工の確実性を確保するため、施工計画の評価を要件とせず、同種・類似工事の経験、工事成績等に基づき技術力と価格とを総合的に評価するもの。

※市では当面の間、総合評価方式の試行は特別簡易型により行います。

3 対象工事

原則として一般競争入札による工事で、品質の確保と効率的かつ経済的な社会資本整備の観点から、入札者の技術的能力と入札価格を総合的に評価することが妥当であると認められる工事を対象とします。

4 入札の方法

総合評価方式による入札も、電子入札システム（以下「システム」という）により実施します。入札参加希望者は評価資料を持参により管財検査課へ提出いただくほか、申請期限までにシステムにより入札参加申請をして下さい。

5 学識経験者の意見聴取

総合評価方式により発注する工事の落札者決定基準を定めようとするときには、2人以上の学識経験者の意見を聴取します。なお、この意見聴取時に落札者の決定についても意見を聴取する必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするときに改めて2人以上の学識経験者の意見を聴取します。

6 評価の方法

総合評価方式による評価の方法は、入札参加者が提出した評価資料に基づき算出した得点の合計点（以下「評価点」という。）と標準点（100点）の合計点（以下「技術評価点」という。）を当該入札参加者の入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）を比較する除算方式とし、次に掲げる算式によるものとします。

- (1) 技術評価点＝評価点＋標準点（100点）
- (2) 評価値＝技術評価点／入札価格

7 落札候補者の決定

総合評価方式による入札価格が、予定価格以下であり、かつ、最低制限価格以上である入札参加者のうち、評価値が最も高い者を落札候補第1順位者とし、入札公告に定める入札参加資格確認書類の提出を求め、入札参加資格の審査を行い、落札候補者を決定します。

8 落札者の決定

入札参加資格があると認めた場合には、当該落札候補者が総合評価による最も有利な条件の者であるかどうかを審査し、また、落札者の決定について意見聴取が必要と意見が述べられた場合には学識経験者の意見聴取を行い、審査結果等を踏まえ落札者を決定します。

問合せ先

小美玉市財務部管財検査課契約検査係

TEL 0299-48-1111（内線1248・1249）

総合評価方式による落札候補者の決定（例）

1 評価値算出方法 除算方式
 評価値＝技術評価点（評価点＋標準点）／入札価格

- ・標準点＝100点
- ・評価点の満点＝10点

予定価格 30,000,000円

最低制限価格 25,000,000円

【入札結果】

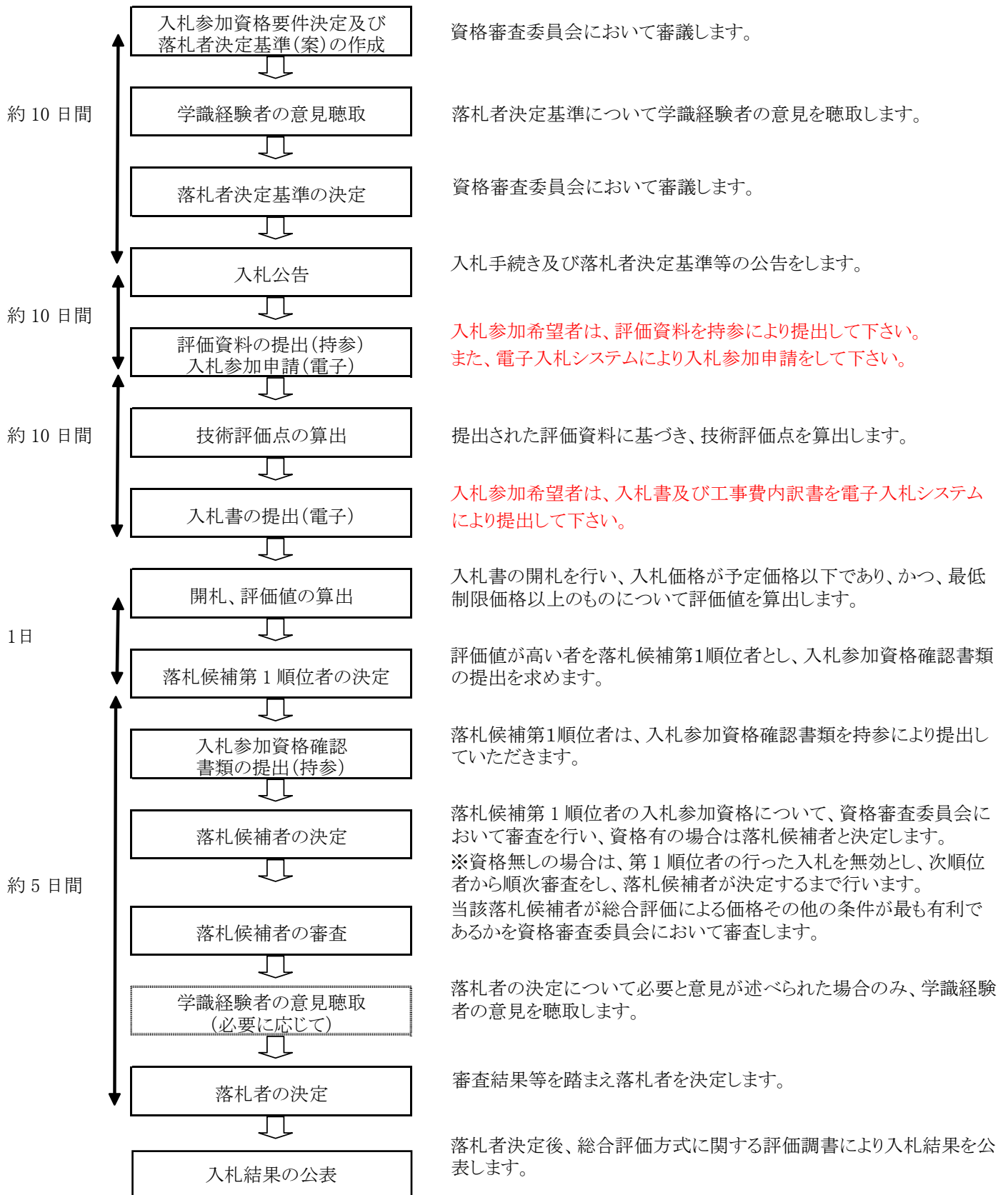
| | A社 | B社 | C社 |
|---------|------------|------------|------------|
| 入札価格（円） | 28,000,000 | 26,000,000 | 27,000,000 |
| 評価点 | 9.0 | 2.0 | 7.0 |
| 技術評価点 | 109.0 | 102.0 | 107.0 |
| 評価値※ | 3.892 | 3.923 | 3.962 |
| 順位 | 3 | 2 | 1 |
| 落札候補者 | | | ○ |

※評価値は10のべき乗を指数表記としたうえ、整数第1位から始まる仮数とします。

上記のとおり、有効の入札価格の最低価格者が落札候補者とはならず、評価値がもっとも高い入札者が落札候補者となります。ただし、入札参加資格の審査を開札終了後に実施する方式（事後審査方式）の場合は落札候補第1順位者とし、入札参加資格が確認された時点で落札候補者となります。

なお入札価格が予定価格を超えた入札者及び入札価格が最低制限価格未満の入札者は失格となります。

総合評価方式の事務フロー



◎日数はおおまかな目安です。